

山口・長登銅山跡

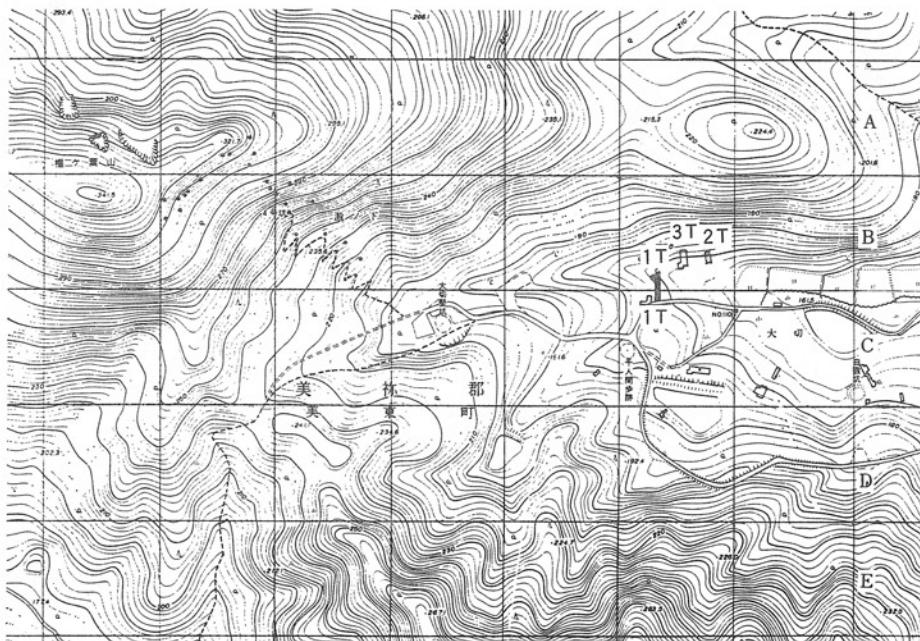
ながのぼり

所在地	山口県美祢郡美東町長登
調査期間	一九九一年度調査 一九九一年(平3)八月)
発掘機関	一九九二年
調査担当者	美東町教育委員会
遺跡の種類	池田善文
銅生産官衙跡	
遺跡の年代	八〇一〇世紀
遺跡及び木簡出土遺構の概要	

(山 口)

長登銅山跡は、山口県中央に位置するカルスト台地秋吉台の東麓にあたり、東西一・六km、南北二kmの範囲内に、古代から昭和期にわたる採鉱跡（五群）や製鍊跡（七ヵ所）が所在する。なかでも、長登集落から西に細長く入り込む大切谷と、その谷頭に位置する榧ヶ葉山一帯が、古代の産銅遺跡（採鉱・製鍊

榧ヶ葉山Ⅱ区・榧ヶ葉山Ⅰ区・滝ノ下区・大切V区・大切IV区・大切III区・大切II区



長登銅山跡調査地点

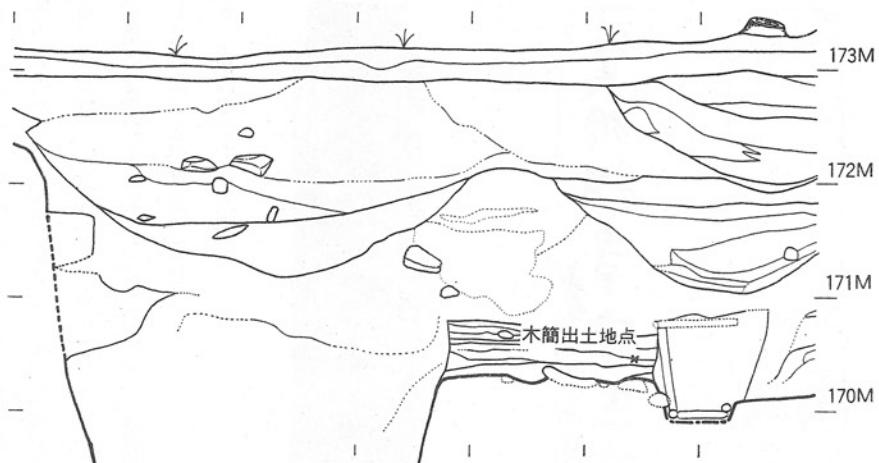
1991年出土の木簡

跡)として把握でき、推定一五haあまりの広さとなる。

一九九〇年度の調査で、約一五〇点の木簡が初めて出土し、その内容から、官営の銅製錬遺跡であることが明らかとなった。これらの木簡の内容については、『木簡研究』一二三号で概要を報告したよう、調・庸の付札、官衙内で働く技術者グループが生産した銅塊製品の付札、官衙内に搬入された炭・和炭の記録（官衙内での米の支給や炭竈の築造、逃亡者の数を記した文書木簡などがある（赤外線テレビカメラによる再調査により若干訛文の修正を行なった。美東町教育委員会『長登銅山跡II』を参照されたい）。また、これまでの調査で、耐火粘土の採取坑群や製錬炉跡、選鉱場などが検出され、須恵器・土師器の他に綠釉陶器・六連式製塩土器・多数の木製品や鹿骨が出士している。製錬関係遺物としては、羽口・炉壁片・要石^{かなめ}・握槌（叩き石）・酸化銅（孔雀石）・硫化鉛・松明片などがある。

一九九一年度の調査は、国庫補助事業としての重要な遺跡確認緊急調査の第三年次にあたる。遺跡が広大であり、なおかつ深い所で四五mの堆積土があつて、未だ遺跡の全体像把握に至っていない。したがつて、一九九一年度も遺跡の範囲と遺構分布を探る目的で、北限域を中心トレンチを設定した。

調査の結果、大切谷の北側斜面（大切III区3T）に、焼土坑とこれに伴うとみられる溝状遺構を検出した。焼土坑は径一・五m、深さ四〇cmの浅い皿状で、炭か鉱石を焼いた焼竈と推定できる。なお、



III B区1T東壁土層図

この北側斜面から南の谷へ向って設定した幅3m、長さ10mのⅢB区1Tは、谷筋で地表下3mあまりも落ち込み、谷底から八世紀の須恵器・土師器・若干の木製品・石製品・桃核などが出土した。厚く堆積したからみ(銅滓)混りの土層からは、綠釉陶器や墨書き土器「口合」も出土している。

木簡は、地表下2・8m、標高170・45mのレベルから一点のみ出土した。谷底は、花崗岩塊や真砂土の地山で、この上に厚さ3~10cmの遺物包含層(茶褐色木屑層)や砂層が相互に堆積しており、木簡はこの中位から「佐美郷」と書かれた面を上にして出土した。一九九〇年度に木簡が多数出土した大切ⅢC区2T(旧来の報告では大切Ⅲ②区またはⅢ-2区と表記していたが、一九九二年四月以降は、大切ⅢC区2Tと改称する)の地点と、土層の様相が酷似している。これらの土層のレベルは、西北から東南方向に僅かに低くなつておらず、古代の谷筋のなだらかな傾斜地と推定できるが、ⅢB区1Tの谷底は、後の時期の排水溝や暗渠排水溝の掘削によつて大幅に改変されている。したがつて、遺物包含層が幅1・5m程度からうじて残存していたもので、木簡などの出土は侥幸というほかない。この地点は、大切谷の本筋にあたるため、常に谷水の流路となつていたと推定できる。

このⅢB区から西方400mの山の斜面には、三〇数カ所の採鉱跡坑口が点在しており、発掘調査と並行してこれらの坑道の調査を行なつた。

行なつた。榧ヶ葉山山頂附近に所在する露天掘跡の底は、さらに横坑や立坑が複雑に掘削されていて、これが斜面の坑口にも通じている。いわば、山全体が蟻の巣状になつてゐる。この坑内から八世紀前葉の須恵器を採集することができ、長登銅山の製錬と採鉱が一貫していたことが確認できた。

8 木簡の釈文・内容



(1) 「^{天平三年九月}
・「佐美郷楓原里庸米六斗」

・「^足

〔足〕
〔牛〕
〔カ〕
足
庸米三斗」

196×40×3 032

(池田善文)

行なわれていないので、今後の研究に待ちたい。なお、「楓原」も該当地は不明である。

木簡の釈読にあたっては、山口大学の八木充氏の教示を得た。

木簡は、出土した当初は全体的に黒褐色を呈し、文字は鮮明でなかつたが、EDTAによる数回の染み抜きによって、肉眼でも判読できるようになった。材質は杉柾目。下端部は、表裏両面から押し切つてあるが、切断する面がずれて粗雑な作りとなっている。文字は、郷里から書き出し、裏に二人分の氏名を併記したが余白がないので、年号は表の余白に追記したものとみることができる。郡名を省略しているので、郡以下の機関で作成され、長登官衙に搬入されたものと考えられる。

「佐美郷」は、『和名抄』に記載のある美祢郡の郷名「作美郷」と同一であることに問題はないが、美祢郡内にサミの比定地が見つからないので、従来から山陽道と山陰道を連絡する道の駅家である阿武郡「参見」をあてるのが一般的であった。参見(現在の萩市三見)は、長登銅山跡の西北にあたり、地形は美祢郡と同様の山地系であるので、当時は美祢郡に編入されていたと考えれば(近藤清石『防長風土記』)、最も有力な比定地といえるが、美祢郡域が日本海まで及ぶこととなり、これに対する異論もある。今のところ詳細な検討が